

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要

石川県の最南端、福井県との県境にある当地は約 1300 年前に奈良時代の名僧行基により発見された山間の温泉地域である。文人墨客が訪れる温泉地として、昭和天皇をはじめとして多くの文豪や政治家に愛される温泉地として発展してきた。約 450 年前には現在の山中漆器(やまなかしっき)の礎となる木地挽き(きじびき)ろくろ技能者が住み移り、現在では日本一の出荷量を誇る漆の里となっている。山中温泉地域は全国でも珍しい「ものづくりと温泉観光が共存する」まちである。

2) 想定される地域の災害リスク

① 土砂災害ハザードマップ



(石川県土砂災害情報システム【SABO アイ】)

石川県土砂災害情報システム(SABO アイ)によると、温泉街の広がる山中温泉地区の山間部を中心に土砂災害警戒地域が広く分布している。

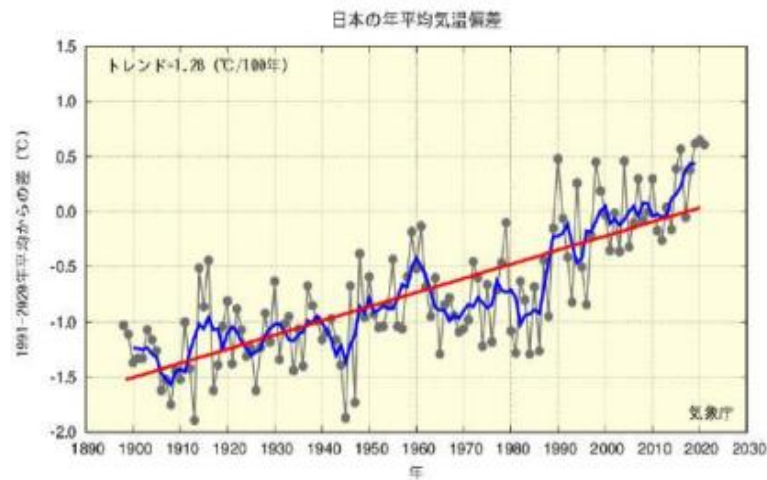


図 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2021年）

偏差の基準値は1991～2020年の30年平均値。細線（黒）は、国内15観測地点（表2.3-1参照）での各年の値（基準値からの偏差）を平均した値を示している。太線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。

また、「気候変動監視レポート2021」にて示されているように、日本の年間降水量について長期的な変化傾向はみられないが、大雨や短時間強雨の発生頻度は増加している。

② 地震ハザードマップ



（地震ハザードステーション J=SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、山中温泉地区において、震度6以上の地震が今後30年間で0.1～3%の確率で発生すると予測されている。

③ 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、日本国内でも多くの感染者が出ており、いまだ終息の兆しが見えてこない。新型コロナウイルス感染症を予防するワクチンが開発され、その恩恵が世界に広く行き渡るまでに数年は必要と言われている。

(2) 山中商工会館内の商工業者の状況 (R4. 4. 1 現在)

管内においては、漆器製造卸を業とする小規模事業者数が最も多く、ついで食肉や野菜等の小売業、飲食業、宿泊業などが多い。

	農 林 漁 業	建 築 業	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 宿 泊	サ ー ビ ス	計	定 款 事 業	そ の 他	合 計
商工業者数	0	55	233	56	91	77	77	589	38	17	644
小規模事業者数	0	54	230	46	82	71	72	555	0	15	570

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組み

- ① 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ② 防災備品の備蓄
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策マニュアルの策定

2) 当会の取組み

- ① 事業者 BCP に関する国の施策周知
- ② ビジネス総合保険加入促進
- ③ 防災訓練参加
- ④ 防災備品の備蓄
- ⑤ 地震発生時の身を守るための安全行動を訓練する「県民一斉防災訓練 (シェイクアウト石川)」への参加

II. 課題

(1) 小規模事業者における災害リスクや感染症等リスクの認知不足

小規模事業者においては、当地にどのような災害リスクや感染症等リスクがあるかについて認知されていない。

また、現状では緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

(2) 市との連携・市内業界団体との協力体制の不備

市や関係機関との連携や市内業界団体との協力体制が構築されていない。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキル不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。

III. 目標

(1) 災害リスクや感染症等リスクの周知

地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。

(2) 市との連携・市内業界団体との協力体制構築

発災時における連絡を円滑に行うため、当会と本市との間に被害情報連絡ルートを構築する。また、速やかな復興支援策が行えるよう、当会内における体制、市内業界団体との連絡体制や災害リスクの共有を平時から構築する。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキル習得

当会経営指導員をはじめとする職員が、防災や減災対策、備えに対する知識を習得する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ連絡する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① ハザードマップによるリスク周知

当会が平時巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険加入等）について説明する。

② 広報等による啓発活動

当会会報・市広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者BCP策定に関する支援

当会が、小規模事業者に対し、事業BCP（即時に取組み可能な事業継続力強化計画を初めとする簡易的なものも含む）の策定の推進や効果的な訓練等について経営指導員等が指導及び助言を行う。また、市内業界団体等と連携して事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

④ 事業者BCP策定後の支援

当会が、小規模事業者に対し、オフィス内換気設備の設置やIT、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

当会は令和4年度中に作成し、随時見直していく。

3) 関係団体との連携

① B C P等セミナーの開催

関係団体と連携して、当会職員や会員事業所以外も対象とするB C Pセミナーを開催する。

② 市内業界団体との連携体制構築

当会が市内業界団体（山中漆器連合協同組合、山中温泉旅館協同組合、山中温泉商店協同組合等）との意見交換及び緊急時における連携体制を構築する。

4) フォローアップ

① 商工規模事業者へのフォローアップ（当会）

B C P策定支援をした小規模事業者の取組状況を確認する。

② 本計画のフォローアップ（当会、当市）

「加賀市事業継続力強化支援協議会」（現構成員：当市、加賀商工会議所）に参画し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体制確認の実施

① 訓練の実施（必要に応じて実施）（当会、当市）

自然災害が発生したと仮定し、当会との連絡ルートの確認を行う。

(2) 発災後の対策

1) 応急対策実施可否の確認

① 職員の安否確認

発災後1時間以内に職員の安否確認報告を行う。また SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否について、当会と当市で情報を共有する。

② 事務所内の点検・確認

事務所内の水道・ガス・電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険がないか確認を行う。

③ 感染症対策の実施

感染流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

① 方針の決定

当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

② 役割分担の決定

職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。

③ 被害状況の把握

被害情報については市内業界団体を初めとする連携する団体等と大まかな被害状況（道路・建設物等）を3日以内に共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内地区 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 管内地区 1%程度の事業所で「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 被害が見込まれている地区において連絡が取れない、または交通網が遮断されており確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内地区 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 管内地区 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害情報がない。

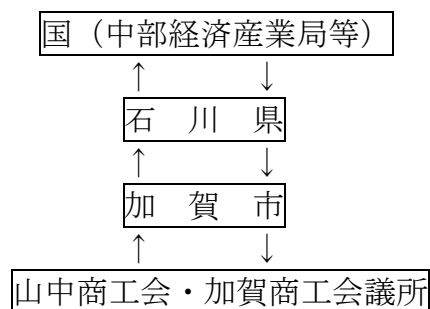
本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災～14日目まで	1日に2回程度(9時・16時)共有する。
15日目～60日目まで	1日に1回程度(9時)共有する。
61日目以降	週に2回程度共有する。

(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

1) 指揮系統・連絡体制

自然災害等、区域内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを下記により構築する。



2) 二次被害を防止するための被災地域での活動等行うことの決定

加賀市事業継続力強化支援協議会にて被災地域内での活動を定める。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当会と当市は相談窓口や巡回において被害状況の確認を行い、被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、罹災証明書を基にして算出する。

被害の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話による被害状況確認 ・巡回による被害状況確認
被害額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明申請書に新たに被害状況や被害額記載欄を茂家、被災事業者から被害状況を収集。 ・被害額算出においては項目に分け、ヒアリングや減価償却表等を基にする。

4) 共有した情報の県等への報告方法

共有した情報は、石川県が指定する方法にて当会または各市より、石川県へ報告する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

1) 窓口の設置

緊急窓口の設置方法について、各市と相談する。相談窓口は安全性が確認された場所において設置する。

2) 被害状況の把握

地区内小規模事業者等被害状況の詳細を確認する。

3) 支援施策等の情報発信

応急時に有効な被災事業者施策を、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

1) 支援方針の決定

石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

2) 被災地のみでの対応が困難な場合

被害規模が大きく、当会職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

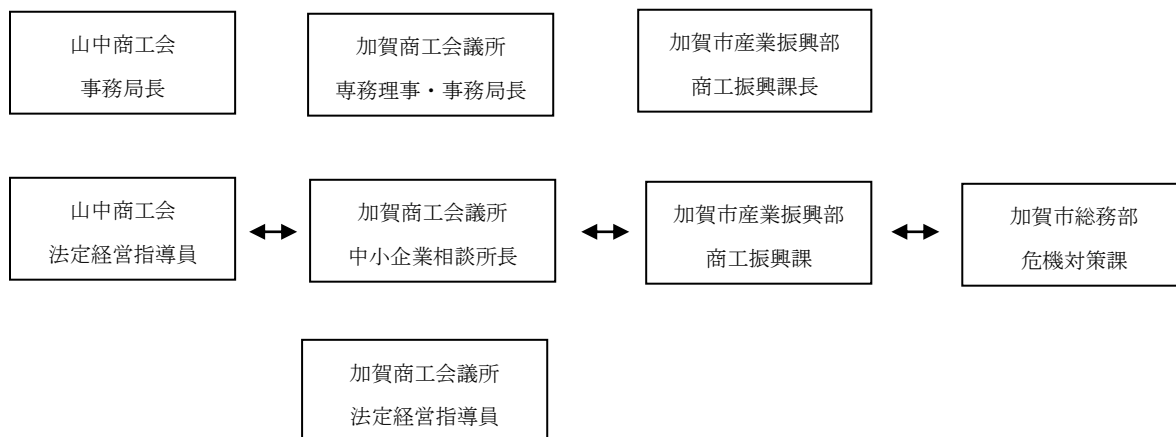
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

I. 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



※当市においては加賀商工会議所が先行して事業継続力強化支援事業を実施していることから、同所が構築した枠組みに当会が参画する形で事業を実施する。

II. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

鹿野 雄一、浅井 崇志 ※各経営指導員の連絡先はⅢ(1)に記載

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

1) 本計画の具体的な取組の企画や実行

2) 本計画に基づく進捗確認

3) 年1回「加賀市事業継続力強化支援協議会」を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

III. 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

(1) 山中商工会

〒922-0112

石川県加賀市山中温泉西桂木町ト - 5-1

TEL : 0761-78-3366 FAX : 0761-78-1766

E-mail:yamanaka@shoko.or.jp

(2) 加賀市産業振興部 商工振興課

〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町二4 1

TEL:0761-72-7940 FAX:0761-72-7991

E-mail:shoukou@city.kaga.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
山中商工会会費収入、石川県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。